

●平成24年度（平成24年4月1日～）の雇用保険料が引き下げられました。

【平成24年度の雇用保険料率】 ( ) は平成23年度分

	一般事業所	農林水産業 清酒製造業	建設業
従業員負担率	5.0/1000 (6.0/1000)	6.0/1000 (7.0/1000)	6.0/1000 (7.0/1000)
事業所負担率	8.5/1000 (9.5/1000)	9.5/1000 (10.5/1000)	10.5/1000 (11.5/1000)
雇用保険料率 (合計)	13.5/0000 (15.5/0000)	15.5/1000 (17.5/1000)	16.5/1000 (18.5/1000)

●育児休業からの復帰・継続勤務を支援する助成金の創設

初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主で、育児休業取得者を原職等に復帰させる旨の取扱いを労働協約または就業規則に規定し、育児休業取得者を原職等に復帰させ、1年以上継続雇用し、併せて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施した事業主に、一定額を助成します。

1. 支給要件【以下の全てに該当する事業主が対象】

- ①常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- ②育児休業取得者を原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則等に規定していること。
- ③育児休業制度、育児のための短時間勤務制度その他職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の内容の理解と利用促進のための研修を実施していること。
- ④初めて育児休業を終了した労働者（雇用保険被保険者）が平成23年10月1日以降に出たこと。
- ⑤連続した6か月以上の育児休業した労働者を、②の規定に基づき原職等に復帰させたこと。
- ⑥上記⑤の該当者を育児休業を開始する日において、雇用保険の被保険者として雇用していたこと。
- ⑦対象育児休業取得者を休業終了日の後、引き続き雇用保険の被保険者として1年以上雇用しており、さらに支給申請日において雇用していること。（実際に就労した日数の割合が5割に満たない場合は、支給対象にならない。）
- ⑧育児休業の制度、短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定していること。
- ⑨一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ていること。

2. 支給額

- 1人目 → 40万円
- 2人目から5人目（延べ5人まで） → 15万円

※平成25年3月31日までに育児休業を終了した対象育児休業取得者までを支給の対象とします。

3. 対象となる研修

- ①管理職等を含む全ての雇用保険被保険者が受講していること。
- ②事業所の育児休業制度、育児のための短時間勤務制度、その他職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度の内容の理解と利用促進のための説明を含むこと。
- ③研修時間は2時間以上とすること。
- ④支給申請日までの過去1年間に1回以上開催したこと。